

## 令和元年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月25日（水）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第37

一般質問

---

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稻場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

---

#### ◎欠席議員（0名）

---

#### ◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
選挙管理委員会 委員長	中川満之君		

---

#### ◎説明員

副町長	原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	堀嶋英俊君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	会津靖朗君

白滝総合支所長 鴻上栄治君 会計管理者 伯谷和昭君  
教育部長 大貫雅英君 総務課長 村上裕和君  
選挙管理委員会事務局長 奥山隆男君 農業委員会事務局長 広瀬淳次君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長 菊地 隆君 事務局係長 小玉 美紀子君  
事務局主幹 岩井誠志君

### ◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、一宮議員、阿部議員を指名します。

---

### ◎日程第37 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第37 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内とし、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 一登壇ー

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

選挙における投票環境の改善と投票率の向上について。

遠軽町では、65歳以上の高齢者の人口は約37%を占めており、少子高齢化社会の進展に伴い、今後は、さらに高齢者のための投票しやすい環境づくりと優しい配慮が必要になると考えます。高齢者の中には視力の弱まっている方や、ふだん行きなれない雰囲気の場所で緊張し、誰に投票しようとしていたのか、瞬間に忘れてしまうこともあると伺います。記載場所には、立候補者の名前が書かれていますが、緊張のため名前が書かれている一覧表を見て、余計に焦る方が多いとも伺いました。そのため比例区と選挙区とを混乱し、白票を投じることもあるということです。

そこで、次のとおりお伺いいたします。

一つ目は、期日前投票は、現在4カ所で行われていますが、期間中の何日かで買い物のときにできる商業施設での投票が可能であれば、棄権することなく投票できるとの声をお聞きしていますが、見解を伺います。

二つ目は、選挙の公正を確保するという重要な責務から、投票立会人は複数おられます。余りにも厳粛すぎて敷居が高いとの声もお聞きしました。職員はもとより、せめて挨拶などの声かけをしていただけると、投票に行きやすいと思いますが、見解を伺います。

3点目は、会場内の案内板について、候補者や政党名等の表示含め、文字を大きく表示することは可能なのか伺います。

4点目は、個人があらかじめ投票しようと決めていた候補者の名前を記載したメモや、

法定ビラを投票所に携帯したものを見ながら投票用紙に記載することについて、町の対応は明確になっているのか伺います。

5点目、若年層への投票率向上の工夫について、全国共通の課題ではありますが、若い有権者にいかに政治や選挙に関心を持ってもらい、選挙に参加してもらうのかが大きな課題となっています。

埼玉県取手市の選挙管理委員会が、若い世代に向けた選挙啓発を行うため市内高校生の力をかり、「選挙に行こう!」と題して動画が作成され、大変わかりやすい動画になっています。共感してもらえる動画づくりに挑戦するその過程の中で選挙の仕組みを学び、選挙に行く大切さを知る一連のプロセスを踏む中で、政治や選挙に対する関心の高まりにもつながると思いますが、このような取り組みについてお考えを伺います。

6点目は、投票済証明書について、有権者が投票したこと음을示す「投票済証明書」の配付が、平成29年の衆議院選挙では、全国1,741のうち半数以上966の自治体で行われています。静岡県袋井市では、本のしおりのような形で、市のマスコットキャラクター「フッピー」なる絵と、風物詩「ふくろい遠州の花火」の写真があしらわれた2種類があり、18歳以上に有権者年齢が引き下げられたことから、選挙に関心を高めるため初投票の記念にと作成されたようです。遠軽町も同様の取り組みをしてはどうかと、お考えを伺います。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 中川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（中川満之君） 一登壇—

御指名をいただきました中川でございます。ただいまの質問に対して、お答えをしていきたいと思います。

選挙における投票環境の改善と投票率の向上について、第1点目の質問にお答えします。

商業施設での期日前投票所についての御質問ですが、期日前投票制度は、有権者の利便性向上に効果的であり、投票環境の向上を図る有効な手段として認識をしております。しかし、商業施設での期日前投票所を設置するには課題も多く、ネットワークの構築、投票所スペースの安定的な確保、それから投票の秘密を守るためのスペースの確保、投票箱や投票用紙の保管場所等の確保、また、投票所を増設するために係る多額の経費などが上げられます。

本町におきましては、期日前投票所を4地域に、それぞれ1カ所ずつ設けておりますことから、まずはそれの一層の利用促進を図ってまいることとしており、商業施設への期日前投票所については、現在のところ設置の考えはありません。御理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の質問ですが、投票立会人についての御質問ですが、投票立会人は投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため公益代表として、投票事務全

般に立ち合う重要な職責を有するものであり、さらには長時間にわたり従事していただくなど、身体面においても多大な御負担をおかけしている実情があります。

投票立会人の選任につきましては、選挙管理委員会としては、選挙のたび各投票所、そして期日前投票所に従事していただく方の選任依頼に、苦労しているところでございます。その重責を担っていただく管理者、立会人については、ある程度、緊張感を持っていただくことも重要と考えておりますが、投票管理者、立会人、さらには職員の対応も含め、選挙人が投票しやすい投票所の環境づくりに、これからも配慮してまいりたいと考えています。御理解をお願いします。

次に、質問の3点目ですが、会場内の案内板の表示の御質問についてであります。

本年4月に執行されました北海道知事選挙、また本年7月に執行されました参議院議員通常選挙に使用いたしました投票記載台用と投票所施設内の掲示用候補者氏名等掲示については、北海道選挙管理委員会からの通知に基づき、指定された原稿をもとに文字のバランス等により、特定の候補者が目立つことなどのないよう確認しながら、氏名等の掲示原稿を作成したところでございます。

選挙管理委員会といたしましては、今後も高齢者や障がいの方々が投票しやすい環境づくりに、可能な限り取り組んでいきたいと考えております。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

次に、4点目の携帯したメモや法定ビラを見ながら投票することについての御質問であります。メモとしての常識を超える必要以上に大きな紙に書いたもの、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為をしない限り、選挙人がみずからの備忘録としてのメモを投票所に持ち込むことはできます。また、選挙公報や法定ビラを持ち込むことにつきましても公職選挙法上、特段の規制はありません。選挙管理委員会としては、これまでもそのように対応しているところでございます。

次に、5点目の若年層への投票率向上の工夫についての御質問でありますが、若年層に対する啓発活動につきましては、常時啓発の主なものとして、成人式に新成人向けのリーフレットを配付して、投票参加を呼びかけております。また、小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発ポスターの作品を毎年募集することで、将来担う子どもたちに対し主権者としての自覚を促してまいりました。

選挙啓発につきましては、投票参加を呼びかける記事を町の広報やホームページに掲載するなど、投票率の向上につながるための取り組みを行っておりますが、いずれにいたしましても若者を初め有権者の選挙に対する関心を高め、投票率を向上させることは選挙管理委員会の重要な役割もありますので、引き続き従来の取り組みを続けていきながら、投票率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、これも御理解をお願いしたいと思います。

次に、6点目の投票済証明書の取り組みについてでございますが、投票済証明書とは、選挙人が投票した旨を証明する書面のことですが、法的根拠はなく、その発行は市

区町村選挙管理委員会の判断に委ねられているところでございます。地域によっては、投票済証明書を利用したサービスが行われているところもあるようでございますが、本町といたしましては個人の投票の自由にも配慮し、現在のところ、投票済証明書を発行する考えはございませんが、今後、近隣自治体などの取り組み状況、選挙人からの要望状況、それから投票率への影響、地域経済に対する効果などを把握する中で、選挙管理委員会としましては調査、研究に努めてまいりたいと考えております。御理解をお願いしたいと思います。

以上で御答弁をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ただいま御答弁いただきました期日前の商業施設でのことは、なかなかいろいろ保管場所だとか、常設するには非常に費用がかかるという御答弁でしたが、常設するのではなく期日前投票の何日間を、期日前移動してやるという方法もあるのですね。それで、もちろん商業施設で期日前投票期間ずっとやるということには、これはならないと思います。私もちょっと調べてみましたところ、奈良県の五條市選挙管理委員会では、このたびの参議院選挙から地域限定ですが、期日前移動投票車、これは車ですね。ワゴン車に投票箱を乗せて集落に出向く、移動期日前投票所というのを開設したそうなのです。これは立会人や道具を乗せたワゴン車がとまるとき、市の職員が移動期日前投票所という看板を立てて、キャンプ用のテーブルやテントを広げ、2分ほどで移動投票所の設置が完了するというのですね。記載台や投票箱は車内に置かれ、投票管理者と2人の立会人は、後部座席に座って見守ったというのです。1カ所あたり大体30分ぐらい開いてすぐ撤収するそうですね、その30分後には隣の地域へ行くということで、市では4カ所で30人が投票できましたということの報告がありました。

私が商業施設ということもあるのですけれども、なぜこのような質問になったかというと、今まで期日前投票所があったのですが、そこが人数というか、集落の人も減り、また職員数も減ってきてているという、合併後のそういうこともあってか投票所が減ったと。それで、投票所に行くのにバスで行くのだけれども、帰りのバスがすぐはないので、ハイヤーで帰つてこなければいけないのですと言われた方が、もう九十二、三ですね。そういう方だったものですから、そういう話も通して、例えば商業都市だと子どもと買い物に行って、この日にはやっているよと。そのときに向けて行ける方法だとか、そういう意味では期日前投票所も同じことになるのですが、もしくは今、五條市がやっている移動投票所の開設ということも考えていく手はないかなと。本当これは、先ほど答弁にもありましたように、高齢化で丸一日座っているということは、非常に立会人も負担になって、引き受け手を探すのが難しいと。過疎地に投票所を設けるのは、徐々に困難になったことから開設することになったそうですね。

これも結構いろいろな地域でやっておりまして、視察に行ったりしてノウハウを学んで、今、こういうふうなことをやっていますということを見まして、遠軽町でもこういう

商業施設が無理であれば移動車、これはやる価値はあるというか、やってはどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 奥山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） ただいまの阿部議員の御質問にお答えいたします。

まず、商業施設に期日前投票所を設けることにつきましては、その開設する期間が長い短いにかかわらず、一番問題になるのはネットワークの問題であるのかなというふうに考えます。二重投票を防止するため、本部の投票所等を結ぶネットワークの構築は不可欠となりますし、また端末機器の追加ですとか、立会人等人員体制の確保などの課題が考えられます。各4地域に設置しております期日前投票所は、公示日の翌日から土日も開設をいたしておりますので、こちらの利用促進に努めたいというふうに選挙管理委員会としては考えています。

また、移動投票所の関係につきましては、今後、調査、研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 確かにネットワークとかでも、今はパソコンでできるのではないかなど簡単に考えていますけれども、その辺はいかないのかなとは思うのですけれども、車を運転できなかったり、送り迎えしてくれる家族がいなかったりで、現実的には投票できない人というのは結構いるのですね。たとえ1人でも投票できる人がふえるということは、意義があると思いますので、少しでも投票しやすくなるような環境を整えるべきだと思いますし、高齢者が非常に喜ばれると思いますので、今後、ぜひそのノウハウなり学んでいただいて、遠軽町にとっていかに投票率を上げていくか、また本当に投票できたというそういう喜びを高齢者の方から、ぜひ得ていただきたいなと思います。

2点目なのですが、立会人の件は1点目で話したように、本當になり手の方も非常に緊張しているというのもよくわかるのですが、これここで言っていいのかわからないのですけれども、中には親しい方が地域から選ばれているので、親しいからついそこでおしゃべりが始まったりとか、行くほうにしたら頭の上からつま先まで見られているような感覚ぐらい緊張して行くそうです。だけれども、片や選管に立会している方が気さくにおしゃべりをしていると、これはこのときちょっとと言っていただければいいことなのですけれども、そんなような声もお聞きしました。ぜひその点は、いろいろな部分でなり手が少ないところ、御苦労されて来ていただいているということでは、非常に御苦労されていることはよくわかるのですけれども、とにかくちょっと御苦労様とか声かけをしていただくようなこの思いが、相手に伝わるようなそんなような対応は大丈夫でしょうか。

○議長（前田篤秀君） 奥山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの委員長の答弁にもございましたが、投票立会人は投票管理者とともに、公益代表としての重要な職責を担っていただいております。また、事務従事者、町職員であります事務従事者につきましても選挙のたびに、報道されております投票所での投票用紙の交付ミスなど、このようなことが起こることのないよう選挙管理委員会といたしましては、事務従事者説明会などでも注意喚起をしているところでございますが、まずは公職選挙法に基づき正確な投票事務の執行に努めていただくことが最優先であると考えますが、また同時に選挙人が投票しやすい投票所の環境づくりも、投票率向上のために重要なことありますので、投票管理者、投票立会人、事務従事者に御尽力いただきながら選挙管理委員会として、引き続き配慮していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） よろしくお願ひしたいと思います。

3点目は、文字の大きいことは、できることならと思いましたけれども、可能な限り高齢者に配慮していただきたいなと思います。

4点目なのですが、個人が改めて、あらかじめ投票しようとするメモを持って行ってよいということ、ですからこれは常識的な範囲という、それはどの程度というよりも自分で判断していただくしかないとは思うのですけれども、持ち込みをしたものを見ながら投票はできるというふうに解釈してよろしいのですね。

○議長（前田篤秀君） 奥山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

投票所にメモ等を持ち込むことにつきましては、公職選挙法上特段の規定はありません。先ほどの委員長の答弁のとおりでございます。

したがいまして、メモや法定ビラなどを持ち込むことは可能であると考えますが、ビラなどの大きなもので、投票所にいるほかの人が見えるような場合は、持ち込んだ人の投票行為、どの候補者が政党に投票したか、これを公表しているとみなされ、また候補者名などを掲げて、選挙運動しているものとみなされるおそれもあると考えられますので、その点は御注意をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） よくわかりました。

本当に中へ入っていくと緊張してしまって、書いてある、印刷されているものもよく見えないというか、見られないというぐらい緊張するそうですね。このことで随分、聞かれたのです。ですけれども、勝手なことも言えませんので、きちんとここで明確にしたいなと思い質問させていただきました。

次に、若年層の投票向上に向けての話ですが、いろいろ遠軽町としても成人式のときに、確かに投票の大しさをされているのも見聞きしておりますし、また、選挙ポスターの

作製というのは、ちょっと私も認識不足だったなと思って申しわけなく思います。今回のこれは、本当にどこですか、やっているところは若者の18歳以上の有権者年齢が引き下げられた最初の選挙で投票するということが、非常に大事になってくるのですね。

私も今までいろいろな方にお会いすると、今まで人生のうちで1度も投票したことがないという方に、何人かにお会いすることができまして、信じられないなと思ったのですけれども、現実やはり人生で最初に投票するということの大ささをいかに、教育と言つたらあれですけれども、伝えていくということが非常に大事なのだなということを感じました。

この取手高校が、取手の選管で行った高校生に対してやったことは、シナリオも高校生たちが立案・作成したもので、その動画は全部で5本で、再生時間は約二、三分なのですね。お誕生日編だとか、投票用紙編だとか、投票の仕方編、期日前投票編、候補者の情報入手編とわかりやすく動画になっているので、こういうことも紹介するとか、そういうことは遠軽町としてやっていく可能性というのをございますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 奥山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） ただいまの議員の質問にお答えいたします。

阿部議員の質問の中にございました、取手市の選挙啓発動画を市のホームページから視聴いたしました。選挙に関するテーマに沿った5本の短編動画ということで、ユーモアを交えた内容で親しみやすく、若い世代はもとより、幅広い世代にも共感してもらえる動画であるというふうに感じました。こういった取り組みにつきましては、主権者としての自覚を促し、また結果、投票率の向上にも寄与するものであるというふうに考えております。

先ほど、中川委員長の答弁にもありました本町での取り組みに加えまして、さらに北海道選挙管理委員会等の取り組みとの連携、そしてこの取手市へ、また、ほかの自治体の投票率向上に向けた取り組みについても情報収集をしていく中から、選挙管理委員会として調査、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、6点目ですが、投票済証明書、このことは今回の参議院選挙のときに、袋井市にたまたま妹がいるものですから、投票済証明書のしおりがメールで送られてきましたよね。何かなと思って、行ってきたよということのあかしなのですけれども、これのことが本当ちょっと新鮮だったのですね、今までこういうことがなかったものですから。

袋井市も18歳の選挙、有権者が引き下がったということから、この取り組みをされたわけなのですけれども、このほかにも町民がみずから投票した選挙を記載する選挙手帳を作成した選管もあるのですね。手帳は横12.8、縦18.2センチのB6版、表紙・裏表紙を含めて36ページで、この色は町のシンボルカラーというから、遠軽町であればシ

ンボルの花とか石とかそういうものやつてもいいかなと思うのですけれども、大体50回分を記録することができるそうなのですね。幅広い世代の投票率につなげていく狙いで作成されたという地域もございました。

遠軽は自然にも恵まれておりますし、いろいろ自慢できるところもございますので、そんなことをしおりなり、選挙手帳などを作成して、若い世代にも投票率向上につなげていくそういう狙いを考えていただいてはどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 奥山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

阿部議員からの質問の中にありました、袋井市選管で作成いたしました2種類の証明書、こちらインターネットから拝見しました。とても親しみやすいデザイン、また市のPRにもつながっているデザインであるものというふうに考えております。

先ほどの委員長の答弁にもありましたが、投票済証明書を発行すること、また、ただいまのお話にありました選挙手帳を作成すること、これらを実施することによる効果、また、そのニーズなどについて選挙管理委員会として今後、調査、研究してまいりたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

---

### ◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

9月26日及び27日の2日間は決算審査のため、9月28日及び29日は休日のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、9月26日から29日の4日間は、休会とすることに決定しました。

---

### ◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前10時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 田中秀

署名議員 一色龍考

署名議員 阿部君波